

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」を策定すると

固定資産税が 3年間ゼロになります。

設備導入前の
認定が必要です！



旭川市HP

～生産性革命の実現を図る企業の設備投資を後押しします～

例1 老朽化したパワーショベルに替えて
作業効率の良い新型のパワーショベル（1,000万円）を購入



	固定資産税額
1年目	117,600円
2年目	80,000円
3年目	54,500円
4年目	37,100円
：	：

耐用年数6年の場合

252,100円 軽減

例2 食料品製造の工程を省力化する
器械設備（500万円）を購入



	固定資産税額
1年目	62,700円
2年目	49,800円
3年目	39,500円
4年目	31,400円
：	：

耐用年数10年の場合

152,000円 軽減

対象となる先端設備について

中小企業・小規模事業者が2023年（令和5年）3月末日までに旭川市内の事業所等に導入する、労働生産性の向上（年3%以上）に必要な生産、販売活動等の用に供し、対象設備が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している等の一定の要件を満たす

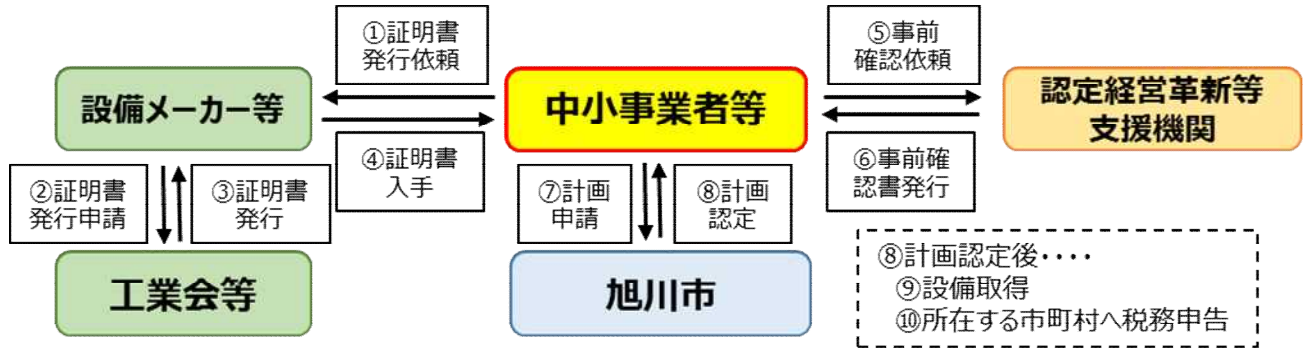
- ・ **機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備**
- ・ **事業用家屋（新築）、構築物**（2020年（令和2年）6月追加）

問合せ先：旭川市経済部産業振興課（0166-65-7047）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d064137.html>

先端設備等導入の流れと認定要件

1. 先端設備等導入計画を作成し、認定経営革新等支援機関の事前確認を受ける。
2. 市（産業振興課）に先端設備等導入計画の認定を申請する。
3. 認定後に先端設備等を導入する。



※旭川市の先端設備等導入計画の主な認定要件

- (1) 中小企業等経営強化法による中小企業、小規模事業者であること
- (2) 旭川市の「導入促進基本計画」に沿っていること
- (3) 労働生産性が年率3%以上向上
- (4) 計画期間：3年間、4年間、5年間

※制度の要件に該当することを証する次の書類があること（固定資産税の特例を受ける場合）

- (1) 事業用家屋以外：工業会等による証明書の写し
- (2) 事業用家屋：建築確認済証（新築であることの確認）
家屋の見取図（当該家屋内に先端設備等を設置することの確認）
先端設備の購入契約書（300万円以上であることの確認）

固定資産税の特例について

次の要件を満たす先端設備等の固定資産税が、取得から3年間ゼロになります

対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者 (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社除く） (2) 資本又は出資を有しない常時使用する従業員の数が1千人以下の法人 (3) 常時使用する従業員の数が1千人以下の個人		
対象設備	① 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備		
	減価償却資産の種類	最低取得価額	販売開始時期
	機械装置	160万円	10年以内
	測定工具及び検査工具	30万円	5年以内
	器具備品	30万円	6年以内
	※建物附属設備	60万円	14年以内
	構築物	120万円	14年以内
	※建物附属設備は、償却資産として課税されるものに限ります。		
	② ①の設備（取得金額の合計が300万円以上）を設置する新築の事業用家屋（最低取得価額120万円）		
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> • 先端設備等導入計画の認定年月日よりも後に取得した物 • 中古品、中古資産でないこと • 既に所有する償却資産でないこと • 2023年（令和5年）3月末までに導入するもの。 		